

公益社団法人日本地震学会若手学術奨励賞規定

2003年10月 7日制定

2005年 7月29日改正

2011年 1月14日改正

2015年 7月 7日改正

2017年 9月13日改正

2020年 8月21日改正

2023年 3月15日改正

(定義)

第1条 本規定は、優れた研究により地震学の分野で特に顕著な業績をあげた若手研究者を奨励するために、公益社団法人日本地震学会が若手に対して贈る「日本地震学会若手学術奨励賞」(英文名称: Young Scientist Award) に関して定める。

(授賞対象)

第2条 本賞の対象は、授賞年度の4月1日において原則として満35歳未満もしくは博士の学位取得後8年未満の研究者であり、研究成果を論文として公表している正会員とする。なお、本賞の既受賞者は、対象から除く。

(受賞者数)

第3条 授賞件数は、毎年3名以内とする。ただし、該当者がいない場合には、授賞を行わない。

(授賞式)

第4条 授賞式は、日本地震学会秋季大会の場において行い、受賞者に、賞状及び副賞を贈る。

(選考)

第5条 受賞者の決定は、別に定める選考要領により、公益社団法人日本地震学会理事会(以下「理事会」という。)が行う。

(公示)

第6条 理事会は、受賞者決定後すみやかに該当者に通知し、「地震(ニューズレター部)」に受賞者名及び受賞理由を公示する。

(取り消し)

第7条 理事会は、授賞後授賞対象の研究において不正が認められたとき、遡って授賞を取り消すことができる。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議を経なければならない。

公益社団法人日本地震学会若手学術奨励賞選考要領

2003年10月 7日制定

2005年 7月29日改正

2011年 1月14日改正

2015年 7月 7日改正

2017年 9月13日改正

1. 公益社団法人日本地震学会理事会（以下「理事会」という。）は、公益社団法人日本地震学会若手学術奨励賞規定第2条で定めた授賞対象外の正会員より、毎年5名以内の者を選考委員として指名し、若手学術奨励賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を構成する。選考委員会の長は、委員の互選により決定する。
2. 理事会は、「若手学術奨励賞」候補推薦の受付について事前に広報するものとする。
3. 会員は、受賞候補者を選考委員会に推薦理由を付して推薦することができる。ただし、選考委員は推薦を行うことができない。
4. 選考委員会は、推薦された全候補者の研究業績について審議し、受賞候補3名以内を、推薦理由を付して理事会に推薦する。
5. 理事会は、選考委員会から推薦された候補者について審議し、3名以内の受賞者を決定する。
6. 選考に係わる審議は非公開とする。